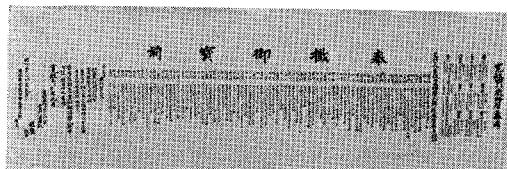


関西天文ハイキング (9)

赤穂大津八幡宮の暦法算額

兵庫県赤穂市大津町(当時は大津村)の浜田文治(1760-1828)が、授時暦法によって計算した寛政四年(1792)暦を額にして大津八幡神社に奉納していたことが、昭和53年に発見されて話題になったことがある。

浜田家は、元岡山藩士で永禄三年(1560)から大津村に住むようになったが、元禄十四年の浅野事件の後は、庄屋をつとめるようになり、文治はその五代目であり、現在も浜田家は続いている。文治は若い頃、大阪で和算



赤穂大津八幡宮の暦法算額(複製)

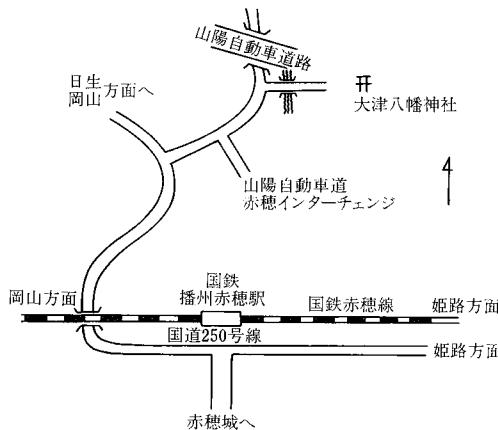
や暦法を学んで、その後故郷で越塾という塾を開いて教育を行っていたらしいことがこの算額によって知られる。

この算額については、日本数学史学会近畿支部で調査・復元された。現物は、現在八幡神社に大切に保管されていて簡単には拝観できないが、復元されたものは拝殿に掲げられていて、いつでも見ることができる。

国鉄赤穂駅前の国道250号線を西へ、赤穂線の下をくぐって約1.5km。山陽自動車道路の案内板を右折し、少し行った所の右手集落の奥の山手に大津八幡神社がある。

日本数学史学会近畿支部発行、桑原秀夫著、「赤穂大津の暦法算額」(昭和54年3月)、及び「数学史研究」通巻82号(1979年7~9月)の広瀬秀雄: 授時暦と大津神社暦算額を参照されたい。

(長谷川一郎・川西浩陽)



◇ 9月の天文暦 ◇

日 時	記 事
5 6	月 最遠
7 21	下 弦
8 2	白 露 (太陽黄経 165°)
12 18	海王星 留
15 4	朔
17 4	月 最近
21 20	上 弦
23 5	水 星 外合
23 11	秋 分 (太陽黄経 180°)
29 9	望

